第四十二条第二項及び第五十八条中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第五十九条の二中「都道府県知事」の下に「又は市長」を、「当該都道府県」の下に「又は市」を加える。

第六十条中「当該指定都市等の長とし」の下に「、指定都市等以外の市における場合（法第五十三条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を求める場合に限る。）にあつては当該市の長とし」を加える。

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

○総務省告示第五十八号

競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第一条第二項及び第四項の規定に基づき、競馬を行うことができる市町及び特別区を次のとおり指定する。

右の指定は、平成二十四年四月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十四年三月五日

総務大臣　川端　達夫

都道府県名	市町及び特別区名	競馬を行うことができる期限	条件
北海道	帯広市	平成二十五年三月三十一日	
岩手県	盛岡市 奥州市	同右	競馬の実施については、一部事務組合で施行すること。
埼玉県	さいたま市	同右	同右
千葉県	船橋市 習志野市	同右	同右
東京都	千代田区 中央区 港区 新宿区 文京区 台東区 墨田区 江東区 品川区 目黒区 大田区 世田谷区	平成二十六年三月三十一日	同右
神奈川県	川崎市	平成二十五年三月三十一日	同右
石川県	金沢市	平成二十六年三月三十一日	
岐阜県	羽島郡岐南町 同郡笠松町	平成二十五年三月三十一日	競馬の実施については、一部事務組合で施行すること。
愛知県	名古屋市 豊明市	同右	同右
兵庫県	姫路市 尼崎市	同右	同右
広島県	福山市	同右	
高知県	高知市	平成二十六年三月三十一日	競馬の実施については、一部事務組合で施行すること。
佐賀県	鳥栖市	平成二十五年三月三十一日	同右

○総務省告示第五十九号

モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、モーターボート競走を行うことができる市町を次のとおり指定する。

右の指定は、平成二十四年四月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十四年三月五日

総務大臣　川端　達夫

都道府県名	市町名	モーターボート競走を行うことができる期限	条件
埼玉県	飯能市 東松山市 狭山市 羽生市	平成二十六年三月三十一日	モーターボート競走の実施については、一部事務組合で施行すること。

告　示

○内閣府告示第三十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第二十条第一項の規定に基づき、平成二十三年十二月十四日内閣府告示第三百十六号をもって公示した地域再生計画に係る指定金融機関を平成二十四年二月一日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十四年三月五日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　株式会社愛媛銀行

二　住所　愛媛県松山市勝山町二丁目一番地